

審査結果の要旨

(1) 研究の目的に意義や独創性があるか

近年の社会・学校において、子どもが抱える著しい不安・恐怖・緊張・ストレスが複雑に絡み合い、自律神経失調・心身症、抑うつ・自殺、不登校・ひきこもり・中途退学などの心身の発達上の課題・困難、いじめ・暴力・被虐待、触法・非行などの多様な不適応を有する子どもも少なくない。発達上の課題・困難を有する少年と非行の関係は、決して直接的なものではなく、「少年矯正を考える有識者会議」の提言でも、貧困・劣悪な家庭環境、いじめ・虐待・ネグレクト、発達困難への無理解や不適切な対応の結果、二次的障害として非行に至る可能性が示唆されている。しかし、発達上の課題・困難を有する非行少年に対する教育や支援が話題には挙げられているものの、特別支援教育や発達支援の観点からの検討はほとんどなされていない。

2014年6月の少年院法の大幅改正、少年鑑別所法の新たな制定などに示されるように少年非行・矯正教育の領域は大きな変革期にあるが、そのなかで発達障害等の発達上の課題・困難を有する非行少年の社会的自立等に向けた支援についても徐々に注目され始めている。矯正教育機関における教育保障、矯正教育機関退所後の後期中等教育・継続教育・職業準備教育等への接続・移行支援や地域定着支援の保障のあり方を、特別支援教育や発達支援の観点から再検討することが求められているといえる。

そうした状況をふまえて本研究では、少年非行に関わる機関・施設における発達障害等の発達上の課題・困難を有する少年の実態と支援の状況を各種の調査を通して総合的に検討し、特別支援教育や発達支援の観点から、少年非行・矯正教育において求められている支援の課題を明らかにしたものである。本研究においては、全国の児童自立支援施設、児童自立支援施設併設の分校・分教室、自立援助ホーム、少年鑑別所、少年院、保護観察所・更生保護施設の職員と保護司への調査、および発達障害等の発達上の課題・困難を有し、少年鑑別所・少年院・保護観察所・更生保護施設等への入所経験を持つ本人への調査を実施し、発達支援の視点から分析している。申請者が10年をかけて取り組んできたこれらの膨大な調査研究は、法務省等の行政機関でも成しえていない実証的研究であり、審査委員会においてもこの点が本研究の意義・独創性の一つであると高く評価された。

また本研究を通して、少年非行・矯正教育分野における発達障害等の発達上の困難・課題を有する少年に対する矯正教育の課題を明らかにすることで、非行や不適応状態にある発達上の課題を有する子どもに対する今後の特別支援教育と矯正教育の連携のあり方や教育機会保障の課題を明確にした点も、本研究の重要な成果として認められた。

(2) 研究の方法は当該学問分野において妥当なものか

本研究は調査研究であり、研究方法は7種類の対象別訪問面接法調査の実施と調査結果の統計的検討、そこから導き出される総合的考察である。

本研究の調査対象は、児童自立支援施設(45施設)、児童自立支援施設併設の分校・分教室(33校)、自立援助ホーム職員(40施設)、少年鑑別所(26施設)、少年院(48施設)、保護観察所・更生保護施設・保護司(43回)への訪問面接法調査、および発達障害等の発達上の課題・困難を有し、矯正教育施設等への入所経験を持つ本人(延べ34名)であり、個人情報保護および研究倫理規定をふまえながら訪問面接法調査とデータの整理・分析・考察がなされている。

また、全国少年院職員調査、全国少年鑑別所調査、全国保護観察所調査及び少年院在院者調査では、事前に法務省矯正局少年矯正課、法務省保護局観察課、該当地区の矯正管区と研究統括の高橋智東京学芸大学教授（申請者の主指導教員）との間で調査内容の協議を行い、調査協定書・調査ガイドラインを作成・締結を行った。こうした研究方法は、当該分野の調査研究として妥当である。

（3）研究資料やデータの収集と分析が適切になされているか

本研究では、個人情報保護・研究倫理規定をふまえた調査計画と調査の実施、データの収集・分析、および調査結果の公表と社会還元が不可欠あるが、それらは適切になされている。また、法務省矯正局および法務省保護局との調査協定書・調査ガイドラインでは「調査・研究を通じて知り得た情報について、当該研究と関係なく公表しようとする場合は、必ず、事前に法務省矯正局少年矯正課、法務省保護局観察課の了解を得なければならない」と定め、研究内容については、事前に法務省矯正局少年矯正課、法務省保護局観察課の確認を得ている。

（4）研究の考察と結論が妥当であり、学術的な水準に達しているか

本研究によって、児童自立支援施設・自立援助ホーム等の児童福祉関係施設、および少年鑑別所・少年院・保護観察所等の矯正関係施設における発達障害等の発達上の課題・困難を有する非行少年の困難・ニーズの実態と支援の課題が明らかにされた。各調査からは、本人の障害特性と非行が直接的に結びついているわけではなく、貧困・劣悪な家庭環境、いじめ・虐待・ネグレクト、発達困難への無理解や不適切な対応の結果、二次的障害として非行に至る実態が明らかにされた。

特別支援教育と矯正教育の両面から生活と発達に対する支援を行うこと、学校教育の導入、長期にわたる継続した発達支援を行うことが、発達障害等の困難・課題を有する非行少年の支援において不可欠であり、その際に本研究を通して明らかにしてきた「伴走的発達支援」の保障が重要な視点となった。こうした考察は従来にはない本研究の独自性であり、数多くの多層的な調査をもとに出された結論は論理的にも妥当であり、十分な学術的水準に達していると評価できる。

（5）取得学位にふさわしい意義や成果が認められるか

本研究は、少年非行に関わる機関・施設における発達障害等の発達上の課題・困難を有する少年の実態と支援の状況を各種の調査を通して総合的に検討し、特別支援教育や発達支援の観点から、少年非行・矯正教育において求められている支援の課題を明らかにしたものである。少年非行・矯正教育において求められている発達支援として、①少年鑑別所・少年院における学校教育の保障、②学校教育における予防的対応と発達支援、③関係機関の連携・地域における支援などを明確にしたことも本研究の重要な成果として認められる。

以上の点を総合的に判断し、審査委員会は全員一致して、本学位申請論文は東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科の博士（教育学）学位授与に十分に相応しい研究であると評価した。